

防犯カメラの運営に関する基準（町会用）

令和 年 月 日決定

（目的）

第1条 防犯カメラ（録画機、モニター機等周辺機器を含む）の運営は、安全確保及び犯罪抑止を目的とする。

（管理責任者の設置及び責務）

第2条 防犯カメラの運営に関して管理責任者を置く。

2 管理責任者には、町会長を当てる。

3 管理責任者は、法令及びこの基準を遵守し、防犯カメラの適切な運営を行うことを責務とする。

（設置場所及び台数）

第3条 防犯カメラの設置場所及び台数は、別紙図面のとおりとする。

（設置の周知方法）

第4条 防犯カメラの設置場所には、第三者が視認できるように防犯カメラを設置している旨の表示を行う。

（記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法）

第5条 記録した画像の保管期間は、記録した日から起算して7日とする。

2 記録媒体に記録した画像はカメラ本体の記録媒体に保管し、警察、消防その他の公的機関に所属する者（以下「警察等」という。）に提出するなどの正当な理由がない限り、外部に持ち出しではない。

3 記録した画像の保管期間が経過した後は、速やかに当該画像を消去するものとする。

（記録の閲覧が可能な者の指定、閲覧及び外部提供の方法）

第6条 記録の閲覧が可能な者は、管理責任者に限る。ただし、次の各号に定める者はこの限りではない。

一 警察等（法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたときに限る）

二 管理責任者が特に必要と認めた者

2 記録した画像の閲覧は、犯罪の防止、抑止、捜査、災害調査など社会公益に資する場合に限り、その閲覧に際しては、理事会役員のうち1人以上の立会いのもと、個人のプライバシー等に十分配慮のうえ必要最低限の画像を閲覧するとともに、閲覧者の住所、氏名、連絡先、閲覧理由及び閲覧日時を記録する。

3 記録した画像の外部提供は、第1項第1号に規定する者に限り、その外部提供に際しては、提供先の住所、申請者名、連絡先、提供理由及び提供日時を記録する。

（経費）

第7条 防犯カメラの運営に必要な経費は、組合が負担する。

（雑則）

第8条 防犯カメラの運営に必要なその他の事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から適用する。